

2022年6月29日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
三菱倉庫株式会社
代表取締役 社長 藤倉正夫

第219回定時株主総会決議等ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第219回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第219期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第219期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記1.及び2.の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき41円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。変更の理由及び内容は次のとおりであります。
- (1) 取締役会の監督機能の強化及び経営と執行の分離の推進を目的として、次の変更を行いました。
 - ① 第14条において、株主総会の招集とその議長について、社長を執行役員 の役位とすることに伴い、所要の変更及び規定の新設を行うことといたしました。
 - ② 第19条において、取締役の定員枠について、業務執行機能を執行役員 が担うこととすることに伴い、18名以内から14名以内に減員することといたしました。

- ③ 第 23 条第 2 項において、取締役会長以外の役付取締役の廃止に伴い、所要の変更を行い、また、旧第 23 条第 3 項は、社長を執行役員の役位とすることに伴い、これを削ることといたしました。
 - ④ 取締役会が執行役員を選任し、社長及びその他の役付執行役員を選定する旨並びに執行役員たる社長が業務全般を統括する旨を定める規定(第 26 条)を新設することといたしました。
 - ⑤ 以上の変更に伴い、条数の整備を行うことといたしました。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行(2022 年 9 月 1 日)に伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の変更を行いました。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める規定(第 15 条第 1 項)、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定(第 15 条第 2 項)を新設することといたしました。
 - ② 不要となる株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(旧第 15 条)を削ることといたしました。
 - ③ 以上の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を新設することといたしました。

第 3 号議案 取締役 13 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に藤倉正夫、若林 仁、斉藤 康、木村伸児、若林辰雄、北沢利文、内藤忠顕、庄司哲也、木村和子、中島立志、山尾 聡の 11 氏が再選され重任、新たに木村宗徳、斉藤秀親の両氏が選任され就任いたしました。

なお、若林辰雄、北沢利文、内藤忠顕、庄司哲也、木村和子の 5 氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

以 上

おって、

本株主総会終了後開催の取締役会の決議により、代表取締役及び役付執行役員の構成は、次のとおりとなりました。

代表取締役 社長	藤 倉 正 夫
取締役 常務執行役員	若 林 仁
取締役 常務執行役員	斉 藤 康
取締役 常務執行役員	木 村 伸 児
取締役 常務執行役員	木 村 宗 徳
代表取締役 常務執行役員	斉 藤 秀 親
取締役 上席執行役員	中 島 立 志
取締役 上席執行役員	山 尾 聡
上席執行役員	三 浦 晃 雄
上席執行役員	前 川 昌 範

再 拝

配当金のお支払方法について

第 219 期期末配当金を次のとおりお支払いいたしますので、ご案内申し上げます。

1. 口座振込をご指定の方には、同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」に記載のとおりご送金申し上げます。
2. 口座振込を指定されていない方には、「期末配当金計算書」及び「期末配当金領収証」を同封ご送付申し上げますから同証記載の方法によりお受取り下さい。

